

発議案第 2 号

食料・農業・農村基本法の改正に関する意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 6 月 28 日

提出者	盛岡市議会議員	中	村	亨
賛成者	盛岡市議会議員	神	部	伸也
〃	〃	縄	手	豊子
〃	〃	中	村	雅幸

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

食料・農業・農村基本法の改正に関する意見書

農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法は制定から 25 年が経過し、初めて改正されました。この 25 年間で、様々な農業政策が講じられてきましたが、相次ぐ大型貿易協定の発効、農業に競争と市場原理を強いる農業・農協改革の断行、大規模経営優先の施策の展開等の新自由主義的な立場に立った政策は、農業・農村を厳しい状況に追いやっています。農業者や農地面積は減少し、食料自給率は低迷し、食料・農業・農村の現状は、基本法の目指そうとしている理想から大きくかけ離れています。

そもそも、基本法の基本理念である食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興は、極端な市場原理の下での実現は困難です。

国内農業・農村をめぐる厳しい状況は、世界的な食料需給の変動などとともに、我が国の食料安全保障における大きなリスクとなっています。食料安全保障の確立をはじめとした食料・農業・農村政策の抜本的な見直しが急務となっていますが、今回の基本法改正では十分な対応ができていません。

今回、基本法は改正されましたが、国においては、国内農業生産を基本とした施策の強化、具体的な自給率の向上対策の確立及び生産現場の負担とならない環境と調和のとれた食料システムの構築に係る行程を次の食料・農業・農村基本計画で明らかにするとともに、再生産可能で安定した農業経営と生産力を確保することを目的とした新たな直接支払の構築に向けた検討を行い、極端な市場原理を是とする新自由主義的政策から決別した食料・農業・農村政策に取り組むことを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 28 日

盛岡市議会